

令和5年度（2023年度）第2回宝塚市人権審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年（2023年）10月2日（月） 18時から19時40分まで
- 2 開催場所 第二庁舎 会議室A・B
- 3 出席者 委員 21名中 17名出席  
事務局 25名出席
- 4 協議事項
  - (1) ファミリーシップ宣誓制度の導入について
  - (2) 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針行動計画について
  - (3) その他
- 5 内 容

事務局

**(開会)**

(委員交代のため委嘱辞令交付)

(新委員自己紹介)

**(審議開始)**

会長

それでは、議事に入ります。

今日は3つの議題があります。はじめに、「ファミリーシップ宣誓制度の導入について」、2つ目は「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針行動計画について」、3つめは「その他」として事務局から提案をいただいているのは、「人権侵害におけるモニタリング」の状況をお話ししていただくこととなっています。その他があれば、皆様からお願いします。はじめに「ファミリーシップ宣誓制度の導入について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局

**(説明)**

会長

はい、ありがとうございました。協議の前に事務局からの説明に関して、まず、ご質問があればお願いします。

委員

パートナーシップ制度の宝塚市における人数、あるいは組数は。

事務局

現行制度で宣誓していただいているのは、15組です。

会長

他にご質問はありませんか。

ここで私のほうから質問をします。

このファミリーシップ宣誓制度について、これは要綱で決まると定めていくことでよろしいですか。

事務局

はい。

会長

例えば、従前の「パートナーシップ宣誓制度」は2016年6月ごろに要綱が作られて、宝塚はスタートしました。全国的にも早い。今回は当事者のファミリーに拡充する要綱を作られるのですね。

事務局

はい。

会長                    その要綱がもう出来ているのかどうか。市議会にかけて決定されるのか。そのあたりのことを教えていただきたい。

事務局                要綱は、現在見直しているところです。今回、導入にあたって地域で活動されている方や、有識者の委員もおられるので、ご意見を聞きながら要綱を作っていくと思います。今後の予定につきましては、要綱改正の前に庁内の意思決定機関である都市経営会議にかけさせていただいて、意見を聞こうと思っています。今回審議会でご意見をいただいた後、市議会の議長、副議長にもご説明に上がりまして、対象の拡充をしますというご報告で、進めていこうと考えております。

会長                    要綱は議会にかけないといけないのですか。

事務局                議会にかける必要はありませんが、議長、副議長に制度として変更があること、また皆さんが興味をお持ちの分野ですので、議長、副議長のご意見も別でお伺いすることにしています。

会長                    出来れば議会で承認されて、みんなに周知徹底をされるものかと思っていたが、市の方で要綱が作られ、市長の印をいただければ発行出来る訳ですね。

事務局                はい。

会長                    分かりました。

委員                    ここで発言されるお話は、行政サイドで色々取り組んでいく、一つの参考意見ということだと思います。

会長                    要綱は今、見直し中ということですね。完成はしていないのでここには出てきていないのですね。

事務局                そうです。

会長                    今日いただいた資料の最後の4というのは、こういう内容のものですよという、公的サービス内容はこういうものですよ、ということが、要

綱の中に細則か何かで出てくるのですね。

何かご意見があれば皆さんからのご意見を要望として上げれば、それが反映出来るということです。

委員

折角この問題が出てきたので、この審議会から市に対して提言をしたいと思います。「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」をご存知でしょうか。トランスジェンダーの方が、セックスは女性として生まれたけれども、自分は男だと認識しています。男として生きていきたいということで、宣言とかカミングアウトなど、色々しながらする訳ですけども、それを戸籍上、女性から男性に変えたいというときは、性転換手術などで、生殖能力を失わなければ、戸籍上の性別を変えることはできないという条項があるのですね、その法律の中に。これは国連が自由権規約人権委員会から、これは人権侵害も甚だしいから、これを改善するよという勧告が再三されています。戸籍上、男性になるためには性転換手術をなささいということは、昔のハンセン病患者とか障害者に手術を強要したのと同じ発想だと思うのですね。この条項を無くすように市は国に対して意見を言ってください、という意見を審議会を出して欲しいと思いました。

会長

はい、法的なところのことで、それを改正しなければ性の転換出来ない、手術をしなければならないのですね。

委員

日本で性転換手術は出来ないのに、こんな法律を入れるというのは、酷い話だと思います。この夏に、私は民生児童委員をやっているのですが、民生児童委員の夏期研修でトランスジェンダーの方からお話していただきました。その方は女性から男性に外国で性転換手術を受けたそうです。お金も必要になりますし、トランスジェンダーの方のほんの数パーセントの方しか実際には手術を受けることが出来ていません。お金の問題だけではないと思いますが、こんな項目は、私は必要ではないと思います。

会長

はい、事務局のほうから何かございますか。

事務局

委員のご意見はごもっともだと思います。そもそもこのパートナーシップが導入されたというのは、国の法律で戸籍を変えるのに、とてもハードルが高いが、そこをなんとか実態に即して、マイノリティの方があ

りのままに生きられるようにということで、導入した経緯があります。残念ながら、いまだに法律は変わっておりませんが、市として出来ることとして次はファミリーシップを導入します。今回皆様にご提起させていただいておりますのは、ファミリーシップの対象についてご意見をいただこうと思っております。資料4のとおり、圧倒的に子のみを、ファミリーシップの対象とする市や町が多いのですが、宝塚市では一緒に住んでいなくとも生計を同一とするそれぞれの子と親を対象に含めたいと思っております。これは芦屋市も三田市もされているということも理由のひとつですけれども、子だけでは足りないであろうと、また先ほど説明させていただきました、子、親以外の近親者までは他の制度、例えば委任状であったり、そういったファミリーシップを入れないと出来ないといったものではなくて、他の対応も可能であろうと、どうしてもファミリーシップにおいて含めなければカバー出来ないということは、現時点では想定できませんでしたので、子と親まで何とか市として含めたいということでご提示させていただいております。

会長

委員からおっしゃっていただいたことは大きなことで、国として動くような働きかけにしていかなければならない。性の転換についても、もっと自由であるべきじゃないかなということをおっしゃっていただいたのではないかと思います。今、論議するのはファミリーシップの問題なのですが、それはそれなんですけれども、今、委員が言われたことを私としては考えていかなければならないのではないかな、ということです。

委員

先ほど委員から出された話というのは今現在、最高裁で争われているのですよね。裁判の中で争われている話をここでするというのは、いかがなものかと私は思います。様々な意見があって最高裁の中でどういう決着になるか分からないということですので、それはそれとして静かに見守っている、それぞれ意見があるかと思うのですが、法の場で争われている中身について、ここであれやこれやと言うことはあまり意味が無いと思います。一つの意見としてはいいと思います。

会長

はい、それではファミリーシップのことに話を戻したいのですが、これについて皆さん何かご意見はございますか。

委員

ファミリーシップ制度として何らかの行政として支援を投げていこ

うという形でされていることは素晴らしいことだと思います。ただこの時に区切りがですね、性の不合理の他、違憲とされていることですね。しかし、ファミリーシップ制度に取り組んでいる部分、全国の事例を見ますと、例えば事実婚の方、その他、様々な理由で家族を形成しているのだけでも、家族として認められないために支援が受けられない家族もあるわけですね。そうした時に、一つの行政施策として支援を投げた時にいわゆるマイノリティの方が、恩恵を受けるということは、全ての人に恩恵が広がらないとダメなのですね。そこでのファミリーシップ制度というのは名古屋市がそうですよね。名古屋市のファミリーシップ制度は性の問題に関わらず、様々な形のファミリーを支援するという事になっています。それについて私は素晴らしいなと思います。単に性の不合理、そこだけをもって支援するとなると、色々な形のファミリーがその支援を受けられないという形になってしまうので、ファミリーシップ制度の枠をもっと広げたらどうかと思います。名古屋市の制度を参考にしてくれたらいいと思います。

それともう一点、資料1・2にあります、「本年4月に文部科学省から～」これについてはWHOがちゃんとやってくれるので、性同一性障害というのはもう存在しない、障害でもないし病気でもない。これについては政府も法改正も含めて性同一性障害の係る児童生徒とか、生徒指導という文科省が出している冊子の中にも文言があって、文科省に問い合わせをしました。それはまだ活着していると、その通達は。まだ活着しているのだけど、方向としたら無くなるということだと思います。だからその性同一性障害に係る特別な問題がありますね、それも変わっていくと思います。特に文言も以後使わない方がいいと思います。

会長

はい、他のご意見もお願いします。

委員

感覚的な発言しか出来ないのですが、色々な知識を収集している訳ではありませんので。今、委員が言われたように、将来的にはこうあるべきだと。現実に委員が言われたようにどんな性でも、性同一性に関するね、現実に障害がある訳ですよ、不利益を被っている訳ですから。今、この言葉を使わない方がって言われた事にすごく私としたら受け止めかねるので、感情的な意見しか言えないのですが、私としたらまだまだ言葉を無くすところまでいっていませんので、一歩ずつ一歩ずつ積み上げていって、将来的にはそういう具体的な個別の事ないように、全ての人達が不利益を被らないようにということが大前提ですが、現実を見た

限りは、かなりのまだ私の知らない部分で不利益を被っている方が沢山いらっしゃるということで、この文言はそのまま、まだ活かしておくべきだと思います。

委員 文科省の方のお話を聞くと、まだこれが活着していると、訂正も改訂もしていないが、ただし、いつこれが変わるか分からないという状況で文科省が動いているということがあるので。生涯、精神的な疾患を持っている障害者と認定となってしまうので、それはまた差別を生んでしまうことになる。多分 WHO が考えたのはそのあたりのこともあって、じゃあ今日本の医師会はどういう扱いとしているか、それはまだ勉強していませんけども、多分、診断基準ですから変わってくると思います。

委員 いいですか。やっぱり性同一性障害っていうね、これはそういう人たちは障害者なのかと、それは障害者という言葉は私もおかしいと思いますし、今、専門家の中ではこの言葉を使わずに、トランスジェンダーと言っています。

委員 不合理と言っています。

会長 続きをどうぞ。

委員 だから、私もその性同一性障害という言葉は、私も無い方がいいと思うのです。それに代わる適切な言葉は、私の中ではトランスジェンダーなんですけども、日本語にするのは難しいと思いますが、これが障害者扱いされるのはやっぱり間違っていると思います。

会長 はい、文科省から渡されている通知の文言なのですが、これ鍵かっこが付いているから、そういう形で文科省が出したから、こう書いてあるので、その言葉、一つ一つを私たちが点検をこの場では出来るものでもないので、ご意見としてお聞きします。多くの方が、これは障害かっていうことを、皆、思っておられて、この言葉が適切かどうか、学校の先生方、色々ご意見があると思います。

はい、他にご意見はございますか。

委員 パートナーシップとファミリーシップということで、更に広げていこうという取り組みの話をお聞きしました。公的サービスについては、資

料から市立病院の話もあったと思いますが、これはパートナーシップがそのままファミリーシップ制度にも担っているという風に捉えたらよろしいのでしょうか。

事務局

ここに記載しているのは現行パートナーシップ制度に利用できる制度ですが、その中で拡充できる分野については、各所管課と調整して確認を随時、とっていつているところです。

委員

はい、分かりました。今、先行して子と親ということで、芦屋市、三田市と条件を合わせることは円滑に連携を図るということで、芦屋市、三田市も公的サービス、今1番から10番まで挙げられた、こういった内容をされているということの受け止めでよろしいでしょうか。もう一つ質問ですけれども、他市で先行的に1番から10番まで挙げられている以外に何かされていることがあれば教えて欲しいです。

事務局

三田市になるのですが、三田市も大体近い宣誓制度の行政サービス利用になるのですが、本市で無い制度は「結婚新生活支援補助金」「住宅取得費補助金」「部屋リフォーム補助金」などがあります。三田市につきましては、本市にある「災害見舞金」「住宅確保給付金」「消防団員等公務災害補償」などは特にされていないので、大きなところで共通するところもあれば、細かいところでは市によって異なっているところもあります。もちろん他市で行っている部分で近い制度で活用出来る部分があれば活用していきたいと思っています。この審議会に当たる前に庁内で新しいサービス利用についての照会をかけさせていただいておりますが今のところ現行サービスのみということでの回答になっておりますので、そちらの方も随時、調整していきたいと思っています。

会長

はい、よろしいでしょうか。

委員

芦屋市の方はどうなっていますか。

事務局

芦屋市（の資料を）を持っておりません。申し訳ございません。

会長

この市・町とかありますね。いわゆる阪神間では、ここでは芦屋市、三田市しか出ていないけども、本来ならもっとある訳ですか、7市1町とかで。



- 事務局 阪神丹波9市では、芦屋と三田なのですが、西宮であったり、大きな単位でいうと兵庫県とか、神戸市であったりも検討していることは聞いています。
- 会長 もう一つ、宝塚パートナーシップ制度の早い時期にも要綱を作られた方がよかったかもしれないが、ファミリーシップについては、どうしてここまでかかったのか、何か理由があるのでしょうか。
- 事務局 早く導入するに越したことはなかったと思います。議会の方で質問に挙がったり、一番兵庫県で早かったのは明石で、昨年、一昨年ぐらいなのですが、でもそちらの方から、導入に向けての検討を各市の意見を聞きながらしておったのですが、遅くなってしまいました。
- 会長 より早くやらないと、困っておられる人がおることを見逃すことは出来ないし、別に性の問題だけではないと思います。色んなところに拡大していくことも必要、先ほどもでていましたけども、そういうことも含めて人の人権というのは遅らしたらいけない、お互いに頑張っに行きたいな、と思います。他、よろしいですか。
- 委員 今、市としてどのような支援、援助が出来るのかという話で、特に高齢者の介護保険関係のシルバーハウジングとか様々な住宅がありますよね。名古屋市の例で言いますと、特定優良近賃貸住宅、調べてもらったらいいんですが、高齢者向け特定優良賃貸住宅などへの入居、様々なファミリーへの高齢化した時点での支援の在り方があると思うので、皆、年がいくわけですから住宅支援という部分について検討をお願いしたいと思います。
- 会長 このパートナーシップ宣誓制度の要綱はありますよね。私たちは、それを見ることが出来ます。で、今回、ファミリーシップ宣誓制度はそれを拡充するのですか。
- 事務局 そうです。ベースはパートナーシップです。
- 会長 プラスされて一つのものになるということですか。別々のものが出る訳ではないですよね。

事務局

そうです。

会長

委員からご意見を求めておられます。

委員

宣誓制度として一歩進むということで、先に進めていただいていたと思うのですが、先ほど委員の皆さんから出たところで、大事なお話で重要なお指摘があったので、少し概略整理だけ確認をと思うのですが、委員がおっしゃったように、確かにWHOが国際疾病分類の第11改訂版（ICD-11）の中で性同一性障害が発生しました。それまでは、精神疾患として書かれていたけども、もっと昔は同性愛も精神疾患とされていたけれども、WHOの文章の中で随分時間はかかりましたが、そこは間違っていた。一方でこの発言の中でも、障害なのか、障害でないのか、という表現もありましたけれども、ここは人権審なので、障害じゃない、精神疾患じゃない、そこじゃなくなって良かったね。とかそういう言い方は良くない。ということで、もうちょっと違う見方で見れば、このWHOの変化のことについて、より中立的な正しい言い方は「病理ではない」ということです。「病気ではない」という言い方をされたって、「障害ではない」とか、「精神疾患じゃなくなって良かったね。」とか言い方をしていると、じゃあ今度は精神疾患に更に他のスティグマを与えることになるので、そういう言い方ではなくて病気で治さなければいけないと考えられていたものが、病理ではなくなった。という理解が一番正しいと思うのです。なので、やっとそういう風が変わって、委員がおっしゃるように、そういう風なことになってきたら、一方でまだ文科省の文章とか残っていたりとか、それをわざわざ使う必要もないんじゃないかというご提言ですよね。宝塚市が出された8年前の文章で、この文科省の通知は、当時は最新だった訳ですが、ご指摘のようにWHOの変化もあったので、当時は最新だったかもしれないですが、この用語自体を使う必要が無いんじゃないかということに立つのであれば、わざわざ文科省の文章を持ってこないとか、あるいは今であれば性自認の多様性とかジェンダーの多様性だとか色々な表現が出てきているので、市が出されたこの書類の方も文言を整理して、時世に合ったものにしていくということが僕は必要だと思います。一方で委員がおっしゃった実際の障害だとか不具合だとかということが全然解消されずに生きづらさを抱えている人がいるというご指摘は、まさにその高齢者の方が抱えている生きづらさ、不都合があるというのが、その点ご指摘ですよ。障害という言葉

にこだわっておっしゃった訳ではないので、そこを整理して、市が出される時に、使わないでいい表現は、今後使う必要がないので、そこを見直さないと委員がおっしゃったことが反映された時流に合った一番新しいご見解を反映したものにしたい方だと思います。法務省の方で調べたのは法律にまだその用語が残っているんです。おっしゃった様に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に性同一性障害という用語が入っているので、法体系の中でまだ残っているんですね。法務省が今後していくのかとか、併せ、最高裁の大法廷での審議が今進んでいて、年内でどういう判断が出るのか、そういう時世を十分に反映したニュートラルな表現を事務局で考えていけば、皆さんのご意見を反映してより良いものになるのかなと思います。

会長                    はい、ありがとうございます。この資料をまた新たなものを作っていくことも大事かなという指摘をされたところで、その通りだと思います。ありがとうございます。

委員                    加えて言うならば、計画が分かっていたけどもやれていない項目とかあるのでは、ということは今、思い出しましたので、それも併せて事務局にご検討いただいて、やれていないところを削除するのではなく、より頑張らねばな、ということをもう一回文言とともにご検討いただいたいかなと思います。

会長                    肝に銘じて頑張りましょう。  
                             はい、それでは2つ目の議題にいきたいと思います。第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針行動計画について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局                    (説明)

会長                    はい、ありがとうございます。まずは資料5についての質問を受け付けます。見方とか何かありますか。ありませんか。では意見をお伺いします。

委員                    ここには挙がっていない問題がありまして、例えば引きこもり対策であるとか、不登校であるとか、鬱の方であるとか、総合失調の方とか、全てそれは地域の中で互いに助け合って生きていかないといけないと思

います。そういった方々のケアは、厚生労働省においてはニッポン・ココロ・アクションという形で心のサポーターを100万人こしらえる、養成するというアクションが今行われていますね。残念ながら宝塚市はこの件については乗り遅れています。尼崎市を見ても、吹田市なんかにおいても、心のサポーター養成の、ちなみに10月は健康保険の啓発の普及月間ですけども、こういう時に宝塚市としてこういった方々の人権に関わるアクションを何もしていないというのは言葉が悪い、寂しいと思われれます。地域包括支援センターを中心に厚生労働省も既にプランを練っているところですので、この辺は行政の方もチェックしていただいて、どこに入るか分かりませんが、それがね。認知症のサポーターについてはかなり強力に進められていると思います。心のサポーターの部分、精神保健に関わる部分については検討して欲しいと思います。

会長                    はい、心のサポーターについての意見でしたが、何かお答はありますか。ここの表には出てきていないのですが。

事務局                成果指標は重点項目の代表的な指標を挙げさせていただいているのですが、まだ実施中ではありますけども、この方針の子どもの分野で挙げさせていただいています「いじめ防止」であったり、「児童生徒への支援」であったりというのは、この行動計画の中で取り組むところとさせていただきますので、報告は年度末になろうかと思っておりますけども、行動計画の中には入っているということを説明させていただきます。

会長                    この表は重点施策の中の指標ですので全てが出てくる訳ではない。

委員                    お願いしたいのは、心のサポーター養成講座に関わるアクションを来年度には絶対施策の中に入れて欲しいと思います。

会長                    はい。他にはご意見ありますか。

委員                    さきほど引きこもりの話が出ましたけど、社会福祉協議会の方では「スマレンズワークいろり」そこで引きこもりの方をワークショップみたいな感じでしていただいて、実績としては、一人引きこもりが収まって、就職された方もいました。なかなか引きこもりの方が沢山という訳にはいきませんが、居場所づくりという形では声を出しているの、周知徹底がもう少しなされれば、そういう方、もしくは家族の方もそこを

利用することが出来るのではないかなと思います。是非そういう方が身近におられたら、社会福祉協議会の3階のところに来ていただいたらいいのかなと思っています。それと一つ成果指標のところ、障害のあるところで質問なんですけども、障害者就労支援事業のところの相談件数について、これは延べ人数なんでしょうか。一人の方が何回来てもここに数字が入っているってことになるんですよね。本当に相談したい人がここに出来ているのかなと、すごく疑問を持ちまして、就職もされていない、福祉サービスもご利用されていない、そういう障碍の方って地域の中で沢山いらっしゃるのではないかなと、思うのですが、そういう方をどうすれば事業所の方に相談のアプローチが出来るのかなと、その辺りをどの様にお考えですか。

事務局

上段にあるものが、障害者の方の就労に関する相談を受け付けるということです。おっしゃるように件数としては延べ人数ですから、一人の人が何回も相談に来られて、という形でカウントが高まっていくということは確かにおっしゃられるとおりだと思います。障害福祉課の方では令和3年度から地域生活支援拠点の整備ということで本庁に基幹相談支援センターを置きまして、市内7ブロックに委託相談の支援事業所を一地区に一事業所を配置しまして、委託で相談を受けていただく形で、一般の生活に関するしては、この委託相談支援事業所で広くお受けをした上で、そこで就労に関するご相談だとかということになれば、上の方の就業生活支援センターに繋げるという形で、今整備を進めているところでございます。やはりニーズを広げるというところでは、一般相談支援事業所、委託相談支援事業所の方で広くご相談をお伺いしながら就業に関する相談については、就業生活センターの方に拾い上げるという形で提供していきたいと考えています。以上です。

会長

よろしいですか。

委員

はい。

会長

はい、他の方からありますか、ありませんか。はい、これで最後にします。

委員

私が聞きたいと思ったのはですね、例えば高齢者が令和1年度から令和4年度まで、包括支援センターの相談件数がどんどん増えています

ね。それが令和4年度の目標件数が542件で、985件あったということですが、どんどん増えているのに、ずっと目標は542件のままということが、令和4年度を基準にしているのか、そういったところがよく分からなかったです。障碍のある人のところも令和4年度を基準にずっと来てる訳なんですけども、増えていって、相談件数を増やしていきたいという思いが有るのか、無いのか、その相談件数ぐらいでもういいと思っているのか、その辺りが、まず高齢者の方から聞きたいなと思っているのが1点です。2点目は9番の「様々な人権問題」の中で目標が2件ということで、先ほど課長の方から、ポスター掲示やパネル展示ということで、様々な人権問題ということは、犯罪被害者や感染者、刑を終えて出所した人、アイヌの人々とか、拉致問題とか沢山あるんですが、2件というのは少ないんじゃないかなと思います。その辺りの見解をお願いします。

会長 相談件数の目標値について、様々な人権問題の目標値が2件ということについて

事務局 様々な人権問題はですね、幅広い分野で個別課題の8件以外の部分で挙げさせていただいています。この中で7つの様々な課題があるのですが、毎年全部を実施することは難しい部分がありまして、出来ればテーマの中から年間で2つぐらいに絞って、毎年ローリングしながら、少しでも様々な人権問題の課題について取り組んでいきたいと思っております。ポスター展示以外でも、法務省や各関係機関との連携できるものがあれば連携して取り組んでいきたいと思っております。

会長 はい、相談件数について

事務局 相談件数についてですが、542件につきましては、過去の平均値からとらせていただいています。数字は増えていくのがいいのかということもありますが、件数は延べ件数です。おひとりの方が10件、20件相談されますと、その分カウントされますので、人の数ではなく相談件数となっておりますので増があるのですが、必ずしも増えていけばいいということでもないのかなと思っております。この辺りは増加していくということで、成年後見の関心は増えると思うのですが、権利擁護支援センターという成年後見制度を担当している部署があるのですが、そこに早く繋ぐことができれば、相談件数も変わってくるのかなと思います。

ます。目標値については、その辺りの動向も見ながら設定していきたいと思えます。

会長            はい、よろしいですか。目標値って相談件数を目標にするのか。相談が無くなればいいのでしょうか、本来は。でも相談をしたい人が相談を出来る場があることが大事なので、目標値があるのだらうと思えます。委員からご意見があります。

委員            何点かありまして、まず1番の人権啓発事業定員充足率が上がっていることが素晴らしいことだと思えます。これが上がった要因が何なのか。外国人支援件数のところの伸びもそうだと思いますが、広報の変更がおりなのかどうなのかをお聞きしたいのが1点と、もうひとつは、委員のおっしゃったところと繋がるのですが、この間新型コロナの影響で孤立・孤独が全世帯に広がったというところで、相談件数に來られている方は極々一部だと思うのですね。そういう意味では、來れていない方が圧倒的多数いらっしゃるという前提で、これは事業としては子ども分野で、この間は発言させていただいてはいたけど、アウトリーチの事業とか、この間、国事業が徐々に増えていっているということであると、市町村で増えていっているところでアウトリーチ事業とか、ひとつのアプローチの方向としては、ありなんかじゃないかなと思えます。もうひとつは子どもの分野で言いますと、こども家庭庁の方で、子どもたちの声を聞くというところがこの間、出てきています。今すぐというよりは、今後、宝塚市の組織の中でもそのような動向を見られながら、国事業も含めて、連携されていくということも、ひとつありじゃないのかなという風に考えます。

会長            はい、ありがとうございます。質問がありましたけど、何かありますか。

委員            相談件数に関わって、各役所の部署で受けている数、あるいは人権相談という相談窓口がありますよね、その数、あるいはLINE相談とかもなさっているかは聞かないと分からないのですが、その総数を合算した形での報告ですね。

事務局          人権相談については別の集計となり、LINE相談についてはまだ出来ていません。

委員のご指摘ですが、人権啓発事業定員充足率の伸びについては、コロナが明けたということもあろうかと思えます。講演会と周知する場所、市内団体さんに周知を増やしたり、周知活動を今まで以上に徹底した効果であると思っております。孤立・孤独に関して、議会開催中ですが、議員さんの方から孤立・孤独に関して、あらゆる分野に共通している部分ではあるので、市として考えていくようにと、ご意見をいただいておりますので、今回は人権啓発基本方針を作る際の一番冒頭の課題のところにも孤立・孤独ということで記述を今回入れさせていただいておりますので、今後も取り組んでいきたいと思っております。

会長                    はい、ありがとうございます。委員の方から少しだけご意見があります。

委員                    確認ですけれども、この付け足し行というのは、数値目標が必要じゃないかって指摘を繰り返し言って、最近拳がってきたものですよ。委員がおっしゃるように目標はどんどん高く上げてやっていくのがいいのじゃないかというニュアンスのこともあったけど、まずは指標が無かったところが表になって出てきて、今走り出したところなので、そういう段階であるということの現状認識と、それから数字を見ていただくと、後退はしていない訳ですよ。前年維持で行くということが明確にされているので、これが物凄く立派な目標を立てて達さなかったら、出来てないじゃないかって話になるじゃないですか。だから、あまり背伸びしても現実的に上手くいかなくなって、現状とかけ離れた目標だと結局やれなくて、何となく立ち消えになるので、今の状況を見ながら初めてこういう取り組みを、し始めたところなので、これでまず様子を見ていきながら少なくとも後退はせずに微増傾向で頑張れているよねっていうことがちゃんと数字で見えていくということの方が皆様にとっても見上げやすいところなんじゃないかなと思うのですけれども、いかかですか。

会長                    はい、何かありますか。

事務局                  ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり皆様に昨年度、人権教育基本方針を審議いただいて今回初めて掲げました指標について中間報告をさせていただいております。委員からいただきました様に、まずは現状を確認し、人権にとって数値をアップする。その上で推移を見ながら施策を打っていくということで、これからも数値を確認しながら施



策を調整して進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

会長

はい、より良い成果指標が出来る様に、またこういう風に考えられた方がいかなって、あります。例えば、5子どものサポート委員会への相談件数のうち、子どもからの相談件数が何パーセントとあるが、何人かは分からない。どのくらいあったのかということが大事ですが、おまけに子どもが直接言っても、大人が言っても、当然構わないのであって、直接子どものパーセントがどうのこうのかなって思ったりもするので、お答えは要らないですよ、感想なので。それぞれ検討しながら、良い指標を、これが目標だっていうのにみんなが近づけていこうという表です。

事務局

子どもの権利サポート委員会というところは、子どもの権利を大事にする部署になりますので、子どもさんから相談を受けて、それに対して子どもに寄り添って相談方法を一緒に委員がお話を伺って、解決に向けて取り組んでいくというのが、趣旨になっていますので、我々としては子どもさんからしっかりと意見を聞いて、耳を傾けて相談に応じていくというところを大事にしています。指標に関しても6割は保ちたいというところで、過半数以上が目標ではあるのですが、少し高目に設定をして6割ぐらいは子どもさんから直接相談を受けるために進めていきたい、声を上げれないお子さんも多いですので、大人を介さずに直接相談が出来る様に、そういった窓口づくりを考えていますので、そういう意味でおっしゃるように大人の方からも相談を受けることもございますけども、子どもさんから地域の方を介して紹介いただいて、子どもさんから直接相談を受けたいという気持ちが正直ございますので、そこを考えて立ち上げているということです。

会長

理解いたしました。何件あったのかが気になりました。

事務局

率自体は、案件数というのは延べではなくて、何回相談に来られても1案件としてカウントしてしまして、25案件ありまして、17件が子どもからとなつてございます。保護者が子どもと一緒に相談しに来られた場合も、子どもからの相談ということでカウントさせていただいており、そういう形で整理をさせていただいております。

会長	はい、ありがとうございます。ここで、時間の都合もございますのでここで打ち切りたいと思います。次、最後の「その他」の件で、モニタリングの表もありますので見てください。資料6です。事務局おねがいます。
事務局	(事務局説明)
会長	はい、ありがとうございます。皆さんの方からご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委員	モニタリングの数字を見ていて、なんか少ないなと気がするのですが、実際は所謂、ネット上のユーチューブとか、そういうもので沢山挙がっており、誰でも見れるという中身のものと、特定のグループラインの様な、会員制というのか別料金でそのグループのみが見れる様になっている分野のところ、同じ考え方をした者同士が、そこで色々な情報、誤った情報をグルグル回している、そんな状況もあるのではないのでしょうか。ユーチューブであったり、簡単にパソコンで素人が見て、「何これ。」と、すぐに見れるものと、見れないものもかなりあって、見れないものは探しようがないとか、フェイスブックであったり、エックス、ツイッターとかの部分のところ、色々なことをつぶやく、書き込む、その意見、あるいは考え方に同調する更なる書き込みとか、そういったものが色々あると思うのですが、実際のところ、役所として公的にやっているモニタリングの中身がね、どこを見ているのかなという感じがするし、あるいは障碍のある人、女性や高齢者、子ども、特に外国人なんかでもやっぱり色々な差別的な書き込みとか。今、北朝鮮の問題で核ミサイルや、どうのこうのという部分の中で、それに上乗せして日本に暮らす北朝鮮籍の在日の人を巻き込んだ形でのね同一視してしまって、北朝鮮イコール日本に住む在日コリアンも一緒だという形での意見が飛び交ったりね、簡単に差別的なことに乗っかってしまう、流されてしまうという、関東大震災から100年が過ぎたことで震災時の朝鮮人虐殺事件というの、有るのか無いのかもひっくり返してね、色々な意見が出ていたと思うのです。ニュースでも言っていましたし、公的な資料でも実数が分からないので、うやむやにしてしまう、またそのことに外国人差別、特に在日コリアンに対する差別の部分もネット上でどのように流れているのか、そこが分からないとモニタリングをやっても数字がな

かなか見えないし、ネット上の無制限な広がり方というのは、どうすることも出来ないという思いもするのですが、もっとこのような数字ではないのじゃないかなと思います。

会長

モニタリングについては、3か所、4か所ですね。色々ご苦労されています。成果が出てきているのですが、その効果についても検討していかないといけないのと、もうひとつは市民から情報を得ることで見つけていくことが大事かなと思います。市民からの情報ということは、実際ありますか、あまり無いですか。

事務局

市民の方からこういう書き込みがあるというのは、まだ入ってはいないのですが、庁内の人権関係部署の方がモニタリングをしているので見つけるのが早いのですが、古いものはなかなか削除されずに残っているのですが、新しい書き込みってというのが、見ている9つのサイトから、だんだん見つからなくなってきています。この件数に関しては兵庫県の主幹者会でも情報提供があったのですが、クローズドされた、特に子どものこういう書き込みに関してはクローズドされたところで、書き込まれていることが多いから、なかなかそれを見ることが出来ないというご意見がありました。それをどういう風にそこでどういった書き込みがされているのかというのを知る方法が、皆さんなかなか分からなくて、そこは課題にはなったのですが、同じように大学生がインターンシップで来た時にこういう差別的な人権に関わるような書き込みを見たことがあるかという話をして見たが、ほとんど見ないけど、クローズドされたところだと、あまりそういった発言をする子がいるけれども、良識のあるグループだとその発言はどうだということで、諫めるような話になるみたいです。けども、やはりメディアリテラシーに関わる部分がある人が、そもそもどういう心理であげているのか、あげることがどういうことなのかということをもまず勉強していく、あげることによって自分も加害者であり、被害者になってしまう恐れがあるということを知っていただくような研修も並行して進めていかなければいけないかなと思います。メディアリテラシーとは用語にも書いておりますが、メディア情報を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈、選択し、使いこなす能力や、メディアを適切に選択し、発信する能力のこととなっておりますので。

委員

ちょっといいですか。冒頭におっしゃったかもしれませんが、チェッ

クされているのはユーチューブとどこですか。

事務局 5ちゃん、2ちゃん、バクサイ、街 BBS、ヤフーニュースコメント、ヤフー知恵袋、ユーチューブ、ツイッター、フェイスブックです。

委員 ツイッターを見ているもこんなに拾えないのですか。宝塚に関するものは出てこないということですか。

事務局 そうですね、ツイッターも職員が見てくれていますが、庁内で見ようと思うとなかなか見れないということがありまして、件数が多少減っているということです。

委員 庁内で見れないのであれば、セキュリティを対処して見れる様にしなければいけないので、それは理由にならないですよ。それはおやりになったらいいと思いますが、2ちゃん、5ちゃんとか、もう時流じゃないでしょ、ここは。ここにいてた人たちが匿名でツイッター、エックスに今行っている訳じゃないですか。だからそっちを追っかけてたって拾えない訳で、ツイッターはセキュリティ上見れないから、数字は上がってこないですよ。これは平田委員がおっしゃるように何の数字を追いかけているのだと言われて当たり前で、そこはしっかりやっていただかないと、今ツイッター上がどれだけ酷いことになっているのか本当に人権侵害、名誉棄損で引っかかる人がいくらでもいる訳です。そこで開示請求をしてツイッター側がオッケーしなければ、色んなプロセスがある訳ですが、大体弁護士費用が100万円とか掛かるんですよ、個人でやろうとすれば。名誉棄損で一番頑張ってもらえるのが100万、だからお金のためじゃないんです。本当に名誉のためにみんなやるんだけど、相当傷つきながら、でもそこまで頑張れる人は限られている訳で、行政がやっぱりモニタリングでやるのであれば、今、最も人が集中している匿名空間をしっかりと見れるようなセキュリティの体制をしていただいで、でなければ、これはもうアンダーエスティメートもいいところで、過少見積もいところですよ。そこは抜本的に変えていただかないと、何をおやりになっていたんですか、という話になると思いますよ。次回回答ください。

事務局 はい。

会長                    次回このことについて何かありましたら出してください。はい、ありがとうございました。ここで議題を終わります。最後に事務局から今後のスケジュールをお願いがあります。

事務局                (次回の審議会の日程についての説明)

会長                    それでは、これを持ちまして本日の会議を終わります。長時間どうもありがとうございました。